

第3回協議会において承認事項の確認と検討の進め方

第3回協議会では、以下に示す4点の検討方針について確認し、了承された。

平常時の行政活動を通じた浸水被害の軽減：琵琶湖内水による浸水を対象にした行政指導等の平常時の行政活動を通じた浸水被害の軽減のためのツールとして浸水危険度マップを作成する。

緊急時における円滑な避難のための検討：大河川からの氾濫や大規模な琵琶湖内水を対象にした緊急時に流域住民の迅速かつ的確な避難行動を誘導することを目的として、協議会では下記について検討する。

- ・ 避難勧告技術基準
- ・ 情報伝達の見直し
- ・ 洪水ハザードマップ作成支援

中小河川の浸水対策検討：中小河川の浸水を対象として、浸水原因を把握するなど、抜本的な対策までの当面の対応策を検討する。

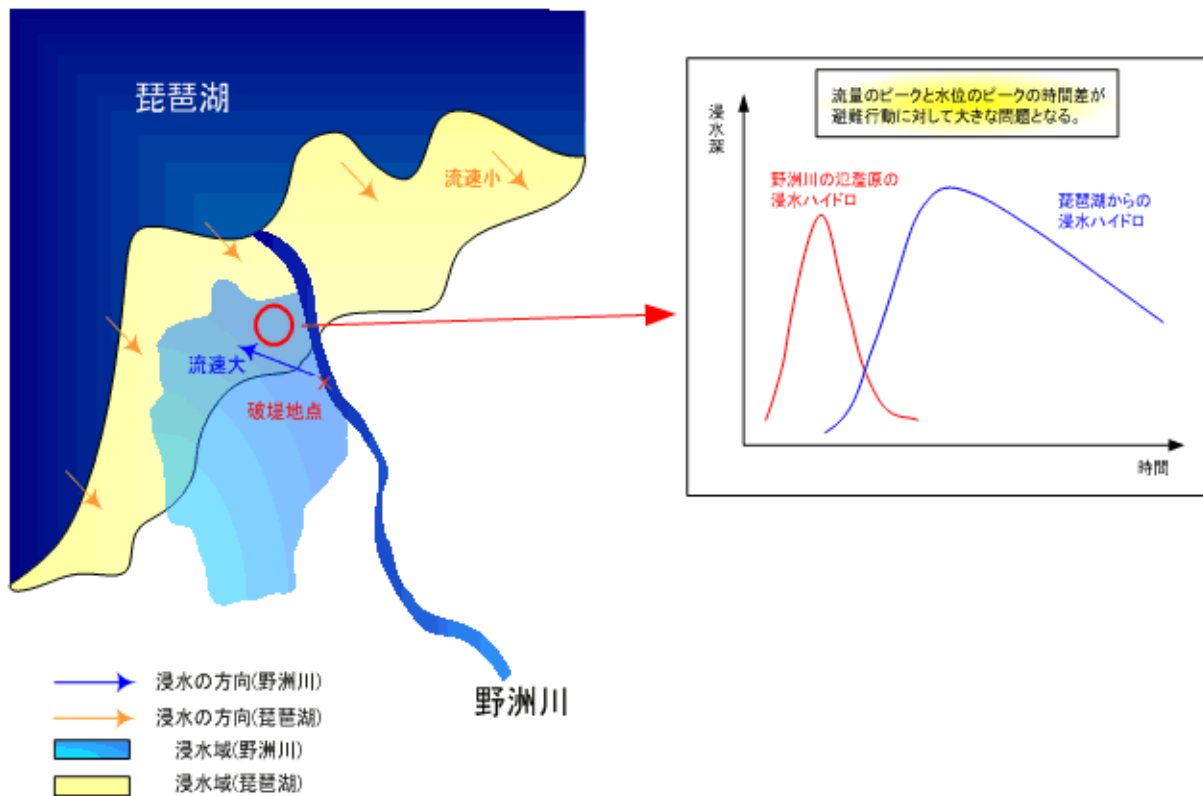
ため池の防災対策検討：ため池に対して、豪雨時に必要な防災対策についての検討を行う。

琵琶湖と大河川での浸水形態の違いについて

琵琶湖の氾濫形態は野洲川・日野川などの大河川の氾濫形態と大きく異なる。ここで、以下にその氾濫形態およびその特徴を図表で整理する。

< 氾濫形態の特徴の違い >

対象河川	琵琶湖	大河川（野洲川・日野川）
氾濫形態	琵琶湖の水位上昇による内水氾濫	外水氾濫
氾濫形態の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水日数は長期間 ・ 氾濫までの水位上昇速度は緩やか ・ 避難までの時間は十分ある ・ 浸水時の流速はほとんど無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫までの水位上昇速度は急勾配 ・ 一旦氾濫すればたちまち堤内地へ流入し、その流速は大きい



このように、琵琶湖の水位上昇による内水氾濫は、大河川の氾濫とは異なり、浸水深の水位上昇速度は緩やかで流速はほとんど無いため、大河川のように氾濫流による被害は生じない。しかし、洪水の規模が大きくなるにつれて浸水時間が長期に及ぶようになり、浸水による孤立を防ぐため、琵琶湖の水位上昇による内水氾濫でも大河川と同様に避難することが必要となってくる。

この氾濫形態の違いにより、2つの氾濫に対する対応も異なってくる。次に氾濫の違いによる対応の違いを平常時と緊急時の行政活動として整理した。

検討項目の位置づけ

		モデル市	
		モデル市	モデル市以外
目標		<p>平常時の行政活動を通じた浸水被害の軽減</p> <p>【日常の行政】</p>	<p>緊急時（発災時）の行政活動を通じた浸水被害の軽減</p> <p>【非常時の避難】</p>
検討方針		<p>浸水危険度マップの作成（高頻度・中頻度）を通じた高頻度浸水への対応の検討</p>	<p>洪水ハザードマップ（モデル市は浸水危険度マップ（低頻度））の作成を通じた低頻度（大規模）浸水への対応の検討</p>
検討内容		<pre> graph TD A[高頻度に浸水する地域がある] --> B[高頻度に浸水している地域がわかる規模別浸水想定区域図の作成] B --> C[土地利用図と比較する] C --> D[土地利用ごとに対策を検討する] D --> E[<検討例>] E --> E1[市街地: 下水道で対応するなどの検討] E --> E2[農地: 保全対策を検討] E --> E3[道路: 浸水エリアや浸水深を知らせる看板を設置] E --> E4[住宅: 耐水化や嵩上げなどの建物の工夫の検討] E --> E5[市街化区域内農地:] E --> E6[公共施設(学校や病院など):] </pre>	<pre> graph TD A[水害発生子測] --> B[意志決定 避難勧告等発令] B --> C[情報伝達] C --> D[避難行動 避難所での対応] D --> E[避難解除・帰宅] A --- C1["(1) 情報取得 情報伝達の見直し検討 (情報取得)"] B --- C2["(2) 避難勧告技術基準の作成 (3) 低頻度の浸水想定区域図を用いた避難勧告等の 対象区域の設定(※)"] C --- C3["(4) 情報伝達システム構築 (5) 情報の内容 情報伝達の見直し検討 (情報伝達・情報内容)"] D --- C4["(6) 避難所の設定及び避難所で満たすべき条件(※) (7) 避難ルートの設定(※)"] </pre>
検討体制		<p>WGで国・県・モデル市が検討</p>	<p>担当者会議で事務局から検討のためのツールを提供し、各市はそのツールを用いて検討する。</p> <p>(*)については、琵琶湖、野洲川、日野川の浸水想定区域図を基にした検討が可能。またモデル市においては浸水危険度マップを用いて、より具体的な検討を行う。</p>